

市政のひろば 主な内容

特集 自助・共助防災学習センターで 防災意識を高めよう!	2,3
市民病院特集 めまいがおこるわけ	4,5
正・副議長就任あいさつ	6
第57回津島市民総合体育大会(夏季大会)	10,11
ご存知ですか?福祉医療費助成制度	12,13

市・県民税のお知らせ	14,15
新型コロナワクチンの接種について	19~22
子どもの目	33
私のカルテ	35
街角散歩	39

ごみの分別について

最近、可燃ごみへのびん空き缶などの不燃物混入が見受けられます。

また、プラスチック製容器包装(青袋)は、 (リサイクルマーク)が付いているプラスチック製容器包装(青袋)を理解していない排出も多く見受けられます。 「津島市家庭ごみ&資源の分け方と出し方」を参考に、間違いないように出してください。

処理困難物について

ガラス、陶器、コンクリート殻、消火器、ボウリング球、自動車部品等の処理困難物については、清掃事務所までお尋ねください。



中身が入ったスプレー缶・カセットボンベの排出について	
スプレー缶・カセットボンベの収集について	お願いしています。
穴を開けていないスプレー缶・カセットボンベを排出すると、収集車の火災が発生するなど非常に危険です。	しかし、名ご家庭にはどうしても使い



粗大ごみは、粗大ごみ受付センター (☎31-3284)へお尋ねください。	このような場合は、清掃事務所にご相談ください。
※粗大ごみは、粗大ごみ受付センター (☎31-3284)へお尋ねください。	※分別が間違っているごみは、収集されません。
問合 清掃事務所 ☎26-42228	※分別が間違っているごみは、収集されません。

国民健康保険からのお知らせ	所得申告のお願い
----------------------	-----------------

国民健康保険税の所得割額や高額療養費の1ヶ月あたりの自己負担限度額の区分の判定などは、前年の1月から12月までの1年間の所得をもとに決められます。	通常の資源ごみ回収でスプレー缶等を出す場合は、必ず使い切り穴を開けて排出してください(厳守)。
所得の申告をしないと、国民健康保険税が割高に算定されたり、高額療養費の自己負担限度額が上位所得者と判定されたりすることがあります。	注意事項
国民健康保険に加入されている方で、収入が無かった、少なかつなどの理由で申告をされていない方は、必ず所得申告をしてください。	切れない、中身が残ったスプレー缶・カセットボンベもあると思います。それらを回収するため、6月、11月の有害ごみ収集時に、専用のカゴ(赤色)を用意します。
なお、公的年金収入や給与収入がある方は申告の必要はありません。	また、市役所、神守支所、神島田連絡所、保健センターにも随時持ち込めるよう専用のカゴを配置しています。

問合 保険年金課国民健康保険G	24-11-11-3
------------------------	------------

家族介護用品支給事業

自宅で高齢者の介護をしている家族の方の負担を軽減するために、介護用品を支給します。

対象 次のすべてに該当する方
・市内に居住している方
・要介護者および介護者が市民税非課税世帯の方

介護保険法の規定による認定が要介護度4・5の高齢者(40歳以上65歳未満)であつて特定疾病に該当する場合を含む)を自宅で介護している同居の家族の方

支給品目 紙おむつ、尿取りパッド、介護用手袋、防水シーツ、ウエットティッシュ、口腔ケア用品(上限年間6万円相当分)

実施時期 8月
申込 6月1日(火)～14日(月)に直接左記
へ(土・日曜日は除く)。
問合 高齢介護課長寿福祉G
☎ 24-1-1-1-1-8



令和4年津島市成人式

新型コロナウイルス感染症の状況が見通せないことから、開催時間等の詳細は未定となっています。成人式に関する最新の情報は市ホームページをご確認ください。

日時 令和4年1月9日(日)
場所 文化会館大ホール
対象 平成13年4月2日～14年4月1日生まれの方

その他

- ・該当する方には、12月上旬(予定)に案内状を送付します。
- ・他市町村の成人式へ参加を希望する方は、該当の市町村役場等へお問い合わせください。
- ・今後の感染状況により、開催を延期または中止する場合があります。

問合 社会教育課生涯学習G
☎ 55-9421

6～8月の貸出回数は、1週間の貸出とさせていただきます。

貸出期間 6月1日(火)から
貸出日数 8月31日(火)までは1週間以内。9月以降は2週間以内。

※分室(生涯学習センター・神島田公民館)に課題図書はおいていません。予約をしてお取り寄せください。

問合 市立図書館 ☎ 25-2-1-4-5



津島市青少年体験活動ボランティア活動支援センターからのお知らせ

青少年の健全育成のため、様々な自然社会体験やボランティア活動の相談、情報提供をしています。

活動支援センターからのお知らせ
日時 市役所開庁日の午前8時30分～午後5時15分
場所 社会教育課(市役所2階)
問合 市青少年体験活動ボランティア活動支援センター(社会教育課生涯学習G内) ☎ 55-9421

広報紙がアプリで読める



マチイロ

アプリダウンロードはこちらから



iOS版

Android版

問合 シティプロモーション課
広報・プロモーションG
☎ 55-9584

小学生から高校生までを対象にし、読書感想文の課題図書がそろいました。

読書感想文の課題図書

お知らせ

募集

催し

教室・講座

子育て・健康

スポーツ

全国大会出場

成績発表

栄誉

寄附

防ごう「障がい者虐待」

障害者虐待防止法では、障がい者に対する虐待の禁止、障がい者虐待の予防および早期発見に関することが定められています。

障がい者虐待の種類

身体的虐待 障がい者の体に傷や痛みを負わせる暴行を加えること。正当な理由なく、身体を拘束すること。

性的虐待 障がい者にわいせつなすることをすること。わいせつな行為をさせること。

心理的虐待 障がい者を侮辱したり拒絶したりするような言葉や態度で精神的な苦痛を与えること。

放棄・放任 食事、入浴、洗濯、排せつの世話をしないなど、障がい者の心身の状態を悪化させること。

経済的虐待 本人の同意なしに財産、年金、賃金を使うこと。障がい者に理由なく金銭を与えないこと。

対象となる障がい者

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、その他心身の機能に障がいがある方等(障害者手帳をもっていない方も含みます)

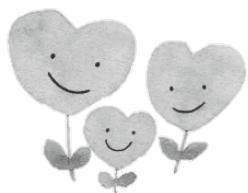
虐待かな?と思ったら

家庭や施設、勤務先などで、障がい者虐待が疑われる場合は、速やかに市に通報してください。

問合 津島市障がい者虐待防止センター

(福祉課福祉G内)

☎24-1115 FAX 24-1138



知っていますか 障害者差別解消法

障害者差別解消法では、行政機関と民間事業者に対して「障がいを理由とする差別」の禁止として、「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」の禁止を求めています。

「不当な差別的取扱い」とは

障がいを理由に商品やサービスの提供を拒否したりすること。

「合理的配慮の不提供」とは

障がい者が生活する上で障壁を取り除く配慮を求めて、対応しないこと。

障がいを理由とする差別については、下記へご相談ください。

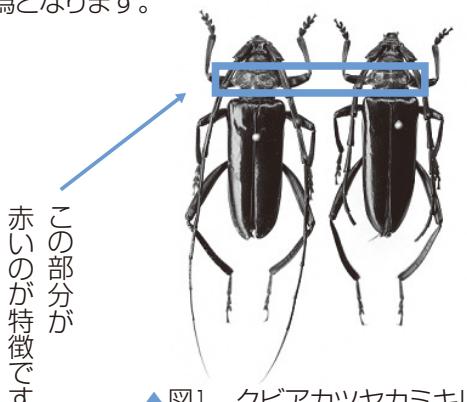
問合 福祉課福祉G ☎24-1115 FAX 24-1138

特定外来生物クビアカツヤカミキリにご注意ください

問合 生活環境課環境保全G ☎55-9368

特定外来生物クビアカツヤカミキリ(図1)は、主にサクラ、ウメ、モモなどの樹木の幹や主枝の割れ目に産卵し、幼虫が木の内部を食い荒らす害虫であり、加害された樹木は衰弱し、枯死する原因となっています。

クビアカツヤカミキリを生きたまま運搬することは、違法行為となります。



▲図1 クビアカツヤカミキリ
(左が雄、右が雌)
戸田尚希氏 撮影

羽化のピークは6月中旬から7月中旬ですので、見つけたらその場で駆除をお願いします。また、ご自宅の庭木で図のようなカミキリムシやフ拉斯(木くず、 FUNの混合物(図2))を見つけた方は、問い合わせ先までご連絡をお願いします。

詳しい情報は市ホームページをご覧ください。



▲図2 フ拉斯の様子